

# 第17期 定時株主総会 招集ご通知



2023年6月28日 (水曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時30分)



埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

KSビル8階 サイサンホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください



第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 株主様へのお知らせ

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び株主総会後の  
の株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解賜りますよう  
お願い申しあげます。

株式会社エイチワン

証券コード：5989

株主各位

証券コード 5989

2023年6月12日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

**株式会社エイチワン**

代表取締役社長執行役員 金田 敦

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

**【当社ウェブサイト】(提供開始日 2023年6月1日)**

<https://www.h1-co.jp/ir/stock/meeting.html>

**【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】(提供開始日 2023年6月1日)**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に当社名「エイチワン」又は「コード」に当社証券コード「5989」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください)

**【株主総会資料掲載ウェブサイト】(提供開始日 2023年6月1日)**

<https://d.sokai.jp/5989/teiji/>

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月27日(火曜日)午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2023年6月28日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)
② 場 所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5 <b>KSビル8階 サイサンホール</b> (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
③ 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件 <b>本報告事項については、本総会でご報告せず、継続会においてご報告する予定です。</b> <b>3頁に記載の「第17期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。</b>  <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 <b>本決議事項については、本総会に上程し、承認決議することをお諮りする予定です。</b>
④ 議決権行使のご案内	4～5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
⑤ 招集にあたっての決定事項	(1) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。 (2) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。 (4) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

● **株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び株主総会後の株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。**

## 第17期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2023年6月28日開催の第17期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)の目的事項のうち、以下の報告事項(以下「本報告事項」といいます。)について、決算手続、会計監査人の監査報告の受領など所要の手続(以下「決算関連手続」といいます。)を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

### 【報告事項】

1. 第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

しかしながら、北米連結子会社において、2023年3月期に係る期末日直前にて、決算・会計業務に携わるマネージャー及び担当職員の退職、交代要員との引継ぎによる実務の遅れが発生しました。この影響により決算関連手続に遅れが発生したため、本総会の招集ご通知に添付すべき、第17期に係る事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告をご提供できない状況となりました。

つきましては、当社は本総会において、本総会の継続会(以下「本継続会」といいます。)を開催して本報告事項のご報告を行うこと、並びに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会に一任願うこと(以下「本提案」といいます。)について、株主の皆様にお諮りする予定でございます。本総会において本提案をご承認いただきました後に、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様に別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。第17期に係る事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告は、電子提供措置事項として株主の皆様へご提供いたします。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主・投資家の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを重ねて深くお詫び申しあげます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会に出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

**日時**

**2023年6月28日（水曜日）午前10時** (受付開始 午前9時30分)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限までに到着するようご返送**ください。

**行使期限**

**2023年6月27日（火曜日）午後5時到着分まで**

## インターネットで議決権を行使される場合



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

**行使期限**

**2023年6月27日（火曜日）午後5時入力完了分まで**

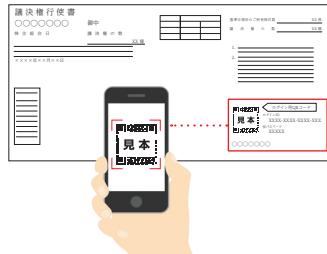
- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

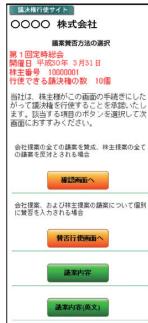
議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォンの操作方法など  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

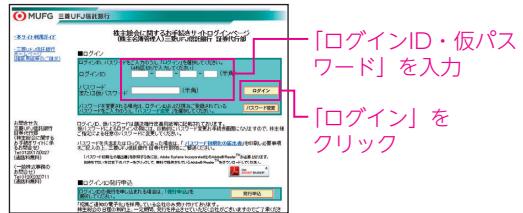
## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

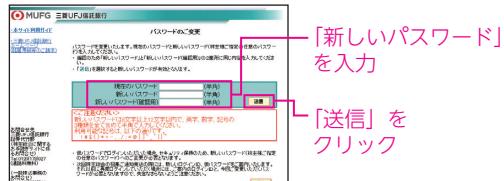
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック



- 新しいパスワードを登録する



- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 配当財産の種類

#### 金銭

#### 配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **7円**

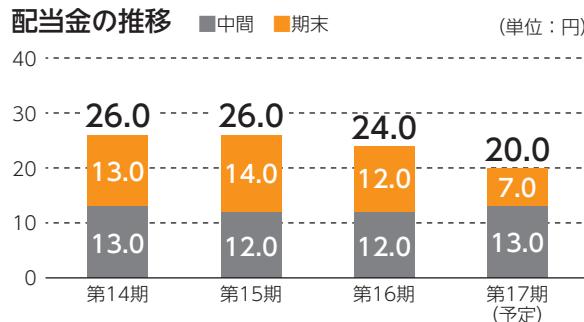
#### 及びその総額

配当総額 **198,738,344円**

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

### (ご参考)



### 配当方針

当社は、株主の皆様に対する持続的な利益還元を経営上の中重要な政策と位置付けており、親会社所有者帰属持分当期利益率の向上に努めるとともに、今後の事業展開及び設備投資等を勘案したうえで、株主の皆様に長期にわたり、安定的に業績に応じた成果の配分を実施することを、基本方針としております。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の休会の時(6月28日の審議終了時)をもって、取締役全員(6名)が任期満了により退任するものとし、その後任として取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の就任の時期は、本総会の休会の時(6月28日の審議終了時)となります。

### 【取締役候補者一覧】

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	担当及び重要な兼職の状況
1	かね だ あつし 金 田 敦	代表取締役	再任
2	おお た きよ ふみ 太 田 清 文	取締役	管理本部長 コンプライアンスオフィサー 環境責任者
3	わた なべ ひろ ゆき 渡 邊 浩 行	取締役	生産本部長(兼)生産企画グループ長 リスクマネジメントオフィサー
4	まる やま けいいちろう 丸 山 恵一郎	取締役	名川・岡村法律事務所副所長 戸田建設(株)社外監査役 学校法人東京音楽大学理事長
5	と どころ くに ひろ 戸 所 邦 弘	取締役	富士倉庫運輸(株)代表取締役 会長(兼)社長
6	やま もと さわこ 山 本 佐和子	取締役	再任

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かね だ  
金 田あつし  
敦

(1961年8月23日生)

所有する当社株式の数……… 21千株

取締役会出席状況……… 12回/12回



再任

### 取締役候補者とする理由

金田敦氏は、生産、開発、海外事業、経営企画などに携わった豊富な経験から、グローバルでの事業運営に係る高度な見識を有しております。当社の代表取締役に就任以降は、その経験と知見を活かし強力なリーダーシップを発揮。豊後高田工場や海外新規拠点の設立をはじめ、当社グループの業容拡大と価値向上に結びつく事業戦略を先頭に立って邁進しております。

今後も、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号

2

おお た  
太 田きよ ふみ  
清 文

(1960年9月23日生)

所有する当社株式の数……… 8千株

取締役会出席状況……… 12回/12回



再任

### 取締役候補者とする理由

太田清文氏は、金融機関勤務時代に長く中国関係業務に携わり、当社入社後は中国子会社の経営に従事した後、現在は管理部門の責任者として当社グループの経理・財務、人事・労務及びコンプライアンス・ガバナンスを統括するなど、グローバルでの事業運営に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。

今後も、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号

わた なべ ひろ ゆき  
3 渡 邊 浩 行

(1960年2月25日生)

所有する当社株式の数……… 10千株  
取締役会出席状況……… 12回/12回

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1978年3月	平田プレス工業㈱入社	2016年6月
2006年10月	㈱エイチワン前橋製作所生産部長	当社上席執行役員
2011年4月	龜山製作所長	当社常務執行役員
2012年6月	当社執行役員	生産本部長(現任)
2014年4月	生産企画グループ長(現任)	リスクマネジメントオフィサー(現任)
2014年6月	当社取締役	龜山製作所長
2014年8月	郡山製作所長	当社取締役常務執行役員(現任)
		2021年3月
		2021年6月

### 取締役候補者とする理由

渡邊浩行氏は、海外子会社の経営や国内生産拠点の事業運営に携わり、現在は生産部門の責任者として当社グループの事業基盤強化及びリスクマネジメント体制強化に向けた様々な取組みを統括するなど、当社グループの主要事業である自動車部品の製造及び販売に関して豊富な経験と高度な見識を有しております。

今後も、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

まる やま けい いちろう  
4 丸 山 恵一郎

(1963年11月27日生)

所有する当社株式の数……… 一株  
取締役会出席状況……… 11回/12回

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1998年4月	弁護士登録(東京弁護士会)	2010年7月
1998年4月	名川・岡村法律事務所入所	当校法人城北埼玉学園理事(現任)
2001年1月	同所副所長(現任)	㈱エイチワン社外取締役(現任)
2009年5月	学校法人東京音楽大学理事	戸田建設㈱社外監査役(現任)
		学校法人東京音楽大学理事長(現任)
		2014年6月
		2016年6月
		2021年4月

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

丸山恵一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいたわっております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、弁護士としての専門的な見地から発言をいただくとともに、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する考え方

丸山恵一郎氏が副所長を務める名川・岡村法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、2023年3月期において当社が支払った報酬額は、同所の売上高の1%未満、かつ、当社の連結売上収益の1%未満です。

同氏の重要な兼職である戸田建設㈱及び学校法人東京音楽大学と当社との間に、取引等の関係はありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題ないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 丸山恵一郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。  
 2. 当社は丸山恵一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5

戸 所 邦 弘

どくろ

くに ひろ

(1954年5月29日生)

所有する当社株式の数……… 一株

取締役会出席状況……… 12回/12回



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	(株)埼玉銀行(現: (株)埼玉りそな銀行)入行	2016年 6月	(株)エイチワン社外取締役(現任)
2009年 6月	(株)埼玉りそな銀行代表取締役副社長	2019年 6月	埼玉経済同友会代表幹事(現任)
2013年 6月	ジェイアンドエス保険サービス(株)代表取締役 社長	2020年 6月	富士倉庫運輸(株)代表取締役会長
2015年 6月	富士倉庫運輸(株)代表取締役社長	2021年 4月	富士倉庫運輸(株)代表取締役会長(兼)社長(現任)

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

戸所邦弘氏は、金融機関や複数の事業会社の経営に携わってまいりました。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、その豊富な経験と高い見識に基づき当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、経営経験者としての専門的な見地から発言をいただくとともに、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

#### 再任

#### 社外取締役候補者

#### 独立役員

### 独立性に関する考え方

戸所邦弘氏が代表取締役会長兼社長を務める富士倉庫運輸(株)と当社との間には、物品の保管及び寄託等に関する取引関係がありますが、2023年3月期における取引額は、同社の売上高の1%未満、かつ、当社の連結売上収益の1%未満です。

同氏は当社の借入先である(株)埼玉りそな銀行の元代表取締役副社長ですが、同氏が同行の取締役を退任されてからすでに10年以上が経過しております。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題ないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 戸所邦弘氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
2. 当社は戸所邦弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

やま  
もと  
さわこ  
山 本 佐和子

(1960年6月5日生)

所有する当社株式の数……… 一株

取締役会出席状況……… 12回/12回



再任

社外取締役候補者

独立役員

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	公正取引委員会事務局(現:公正取引委員会 事務総局)入局	2014年 7月	同官房総括審議官
2008年 6月	同官房人事課長	2016年 6月	同審査局長
2012年 9月	同審査局審查管理官	2021年 6月	(株)エイチワン社外取締役(現任)
		2022年 1月	人事院交流審査会委員(現任)

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

山本佐和子氏は、公正取引委員会において要職を歴任してまいりました。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、その経験を通じて培われた豊富な経験と高い見識に基づき当社グループの業務執行に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、企業法務の専門家としての専門的な見地から発言をいただくとともに、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたします。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公正取引委員会での執務経験に基づく広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する考え方

山本佐和子氏が2018年7月まで審査局長を務めていた公正取引委員会と当社との間に、取引等の関係はありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 山本佐和子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
2. 当社は山本佐和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 【上記6名の各候補者に共通する注記】

- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- 当社は、各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。
- 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の休会の時(6月28日の審議終了時)をもって、監査役 河合宏幸氏が任期満了により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査役候補者の就任の時期は、本総会の休会の時(6月28日の審議終了時)となります。

かわ い ひろ ゆき  
**河 合 宏 幸**

(1961年11月19日生)



所有する当社株式の数……… 6千株

取締役会出席状況……… 12回/12回

監査役会出席状況……… 13回/13回

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年10月	井上斎藤英和監査法人(現:有限責任あづさ監査法人)入所	2019年1月	河合公認会計士・税理士事務所所長(現任)
1996年4月	公認会計士登録	2020年11月	(株)大戸屋ホールディングス社外取締役
2008年5月	あづさ監査法人(現:有限責任あづさ監査法人)社員	2021年6月	(株)大戸屋ホールディングス社外取締役監査等委員(現任)
2014年7月	朝日税理士法人入所	2021年6月	カッパ・クリエイト(株)社外取締役
2014年9月	税理士登録	2022年6月	カッパ・クリエイト(株)社外取締役監査等委員(現任)
2015年6月	(株)エイチワン社外監査役(現任)		

### 社外監査役候補者とする理由及び期待される役割

河合宏幸氏は、公認会計士・税理士として培われた財務及び会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の社外監査役に就任されてからは、当社取締役会においても、当社グループの内部統制及び経理財務について助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。

今後も、独立かつ公正な立場から当社グループ経営への助言や業務執行に対する適切な監査を行っていただくことを期待し、引き続き社外監査役候補者といたします。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として広範かつ高度な視野と独立性を備え、社外監査役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する考え方

河合宏幸氏が所長を務める河合公認会計士・税理士事務所と当社との間に、取引等の関係はなく、また顧問契約締結等の関係にもありません。

同氏の重要な兼任先である株式会社大戸屋ホールディングス及びカッパ・クリエイト(株)と当社との間に、取引等の関係はありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 河合宏幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 河合宏幸氏が所有する当社株式の数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。  
3. 河合宏幸氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。  
4. 当社は、河合宏幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は、河合宏幸氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。  
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。  
当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。  
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。  
河合宏幸氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いい じま ひろ ゆき  
**飯 島 宏 之** (1974年10月27日生) 所有する当社株式の数…………… — 株

### 略歴及び重要な兼職の状況

1997年4月 (株)プラザクリエイト入社  
2002年10月 飯島税理士事務所入所(現任)  
2007年4月 税理士登録

### 補欠の社外監査役候補者とする理由

飯島宏之氏は、税理士として活躍されており、監査役に就任された場合には税理士として培われた専門的な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として広範かつ高度な視野を備え、社外監査役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する考え方

飯島宏之氏の重要な兼職先である飯島税理士事務所と当社との間に取引等の関係はなく、また顧問契約締結等の関係にもありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題ないと判断しております。

なお、同氏が監査役に就任された場合には、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 飯島宏之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 飯島宏之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
4. 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補する予定であります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

以上

## (ご参考) 第17期定時株主総会決議事項の補足について

本招集ご通知3頁「第17期定時株主総会継続会の開催について」に記載のとおり、本招集ご通知には、第17期に係る事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告を付しておりません。

そのため、本定時株主総会の決議事項に係る議決権行使に資するよう、下記の事項について補足させて頂きます。  
なお、下記「1. 会社役員の状況」に関する事項は、事業報告に記載される内容であります。

### 記

## 1. 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	金田 敦	
取締役	太田 清文	管理本部長、コンプライアンスオフィサー、環境責任者
取締役	渡邊 浩行	生産本部長(兼)生産企画グループ長、リスクマネジメントオフィサー
取締役 <small>社外 独立</small>	丸山 恵一郎	名川・岡村法律事務所副所長、 戸田建設(株)社外監査役、 学校法人東京音楽大学理事長
取締役 <small>社外 独立</small>	戸所 邦弘	富士倉庫運輸(株)代表取締役会長(兼)社長
取締役 <small>社外 独立</small>	山本 佐和子	
常勤監査役	山下 和雄	
監査役 <small>社外 独立</small>	河合 宏幸	河合公認会計士・税理士事務所所長、 (株)大戸屋ホールディングス社外取締役監査等委員、 カッパ・クリエイト(株)社外取締役監査等委員
監査役 <small>社外 独立</small>	村上 大樹	村上大樹法律事務所所長

- (注) 1. 取締役 丸山恵一郎氏、戸所邦弘氏及び山本佐和子氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 河合宏幸氏及び村上大樹氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 山下和雄氏は、当社での経理部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役 河合宏幸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役 丸山恵一郎氏、戸所邦弘氏及び山本佐和子氏並びに社外監査役 河合宏幸氏及び村上大樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
6. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任事由
取締役	松本 秀仁	2022年6月29日	任期満了
常勤監査役	伊藤 宣義	2022年6月29日	任期満了

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

(役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針等)

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む、役員報酬に関する事項については、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会にて決議しております。また、報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決議いたします。

当該方針を踏まえた当社の取締役及び監査役の報酬等の体系は、次のとおりであります。

報酬の種類	基本報酬 (金銭報酬)	業績運動報酬 (金銭報酬)	中長期インセンティブ報酬 (株式報酬)
支給対象	社内取締役 社外取締役 監査役	社内取締役 — —	社内取締役 — —
上限額等	取締役 年額200百万円以内 監査役 年額 40百万円以内		3事業年度ごとに 300百万円以内(350,400株以内)
報酬の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>株主総会で決議された上限額の範囲内において、具体的な配分は役員報酬規程に基づき計算のうえ指名・報酬委員会において決定しております。</li><li>臨時に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合は、指名・報酬委員会にて協議のうえ取締役会にて決定しております。</li></ul>		

- (注) 1. 社内取締役の年間報酬に占める上記3報酬の割合は、役位別に定めており、役位が高いほど業績運動報酬の割合が高くなるように設計しております。  
2. 具体的な報酬水準は、人事院による「民間企業の役員報酬(給与)調査結果」や民間専門機関の役員報酬サービスを参考に設定しております。

(当事業年度に係る報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役会は、当事業年度における役員報酬等について、その決定方法及び決定された内容・額が上記の方針と整合していることや、指名・報酬委員会での審議が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員につきましては、下記「d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載しております。

## a. 業績連動報酬等に関する事項

(業績連動報酬の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等)

当社の「業績連動報酬」は、役位別の業績連動報酬基準額に、業績係数を乗じて算出しております。

$$\text{業績連動報酬(金銭報酬)} = \text{役位別の業績連動報酬基準額} \times \text{業績係数}$$

- 「役位別の業績連動報酬基準額」は、役員報酬規程に定める報酬テーブルに基づき、役位に従って額が一律に決定されます。
- 「業績係数」は、前事業年度の業績等に基づき、次の4つの要素から決定されます。

$$\text{業績係数} = \frac{\text{①会社業績係数}}{\text{基礎とする指標}} + \frac{\text{②前期比調整}}{\text{連結税引前利益}} + \frac{\text{③資本効率調整}}{\text{連結ROE}} + \frac{\text{④個人評価調整}}{\text{資本効率性}} - \text{職務の達成度}$$

(評価の観点)

- 「①会社業績係数」は、事業年度初めに对外公表する連結税引前利益(額)の通期見通しの値を目標値(係数1.00の水準)とし、これに対する達成度をもとに係数を決定します。
- 「②前期比調整」は、連結税引前利益(額)の前期比増減に応じて、係数の加減算を行います。
- 「③資本効率調整」は、連結ROE(親会社所有者帰属持分利益率)の水準に応じて、係数の加減算を行います。
- 「④個人評価調整」は、各役員に委嘱された職務の達成度を指名・報酬委員会が評価し、その評価の結果に応じて係数の加減算を行います。
- なお、各事業年度初めに連結税引前利益の通期見通しを公表しなかった場合等、上記決定方法が適用できない場合は、指名・報酬委員会で協議のうえ取締役会にて業績連動報酬額を決定しております。

(業績指標の選定理由)

当社は、収益性指標である連結税引前利益を業績連動報酬の評価指標に採用し、加えて連結税引前利益の前期比増減と連結ROEに基づいた調整を加味することで、成長性と資本効率性の観点も取り入れた経営のインセンティブが働くと考えております。

また、役員個人の業績評価を業績連動報酬の評価項目に採用することで、各役員の職務の達成度を報酬額に反映することができると考えております。

## b. 非金銭報酬等の内容

「中長期インセンティブ報酬」として、株式給付信託(BBT)制度による株式報酬を採用しております。これは、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。対象者が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象者の退任時であります。

#### c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議の内容及び決議時点の員数は次のとおりであります。

役員区分	報酬の種類	株主総会決議年月日	決議の内容	決議時点の員数
取締役	金銭報酬	1991年6月26日	年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。	取締役 9名
	株式報酬	2021年6月23日	2017年3月で終了する事業年度から2019年3月で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という)及びその後の各対象期間について対象期間ごとに300百万円(うち取締役分100百万円)を上限として信託に拠出する。 当該資金を原資として、各対象期間について信託が取得する当社株式数の上限を350,400株とする。 また、当社の役員株式給付規程に基づき、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は116,800ポイント(うち取締役分38,900ポイント)を上限とする。	取締役 7名 (うち社外取締役 3名)
監査役	金銭報酬	1991年6月26日	年額40百万円以内	監査役 1名

#### d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。

委任した理由は、複数人かつ取締役会から独立した社外取締役の関与により、報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するためであります。

指名・報酬委員会の当該権限が適切に行使されるようするため、報酬の算定基準は役員報酬規程及び指名・報酬委員会規程に定めているほか、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合には、指名・報酬委員会において協議のうえ取締役会において決定することとしています。

指名・報酬委員会の構成員は、代表取締役社長執行役員 金田敦、取締役専務執行役員 太田清文、社外取締役 丸山恵一郎、同 戸所邦弘、同 山本佐和子であります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役	丸 山 恵一郎	11回/12回	－	弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に内部通報・訴訟を含む当社グループのコンプライアンスの取組みについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	戸 所 邦 弘	12回/12回	－	経営経験者としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の進捗及び成長戦略の実行について提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	山 本 佐和子	12回/12回	－	企業法務の専門家としての専門的な見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の実行に関わる取引・ライアンスについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役	河 合 宏 幸	12回/12回	13回/13回	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループの内部統制及び経理財務について助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。
社外監査役	村 上 大 樹	12回/12回	13回/13回	弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループのコンプライアンスの体制・取組みについて助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況		当社との関係
		兼職先	兼任の職務	
社外取締役	丸 山 恵一郎	名川・岡村法律事務所	副所長	当社と顧問契約等の取引があります。
		戸田建設(株)	社外監査役	特別な関係はありません。
		学校法人東京音楽大学	理事長	特別な関係はありません。
社外取締役	戸 所 邦 弘	富士倉庫運輸(株)	代表取締役会長(兼)社長	当社と物品の保管及び寄託等に関する取引があります。
社外取締役	山 本 佐和子	—	—	—
社外監査役	河 合 宏 幸	河合公認会計士・税理士事務所	所長	特別な関係はありません。
		(株)大戸屋ホールディングス	社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。
		カッパ・クリエイト(株)	社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。
社外監査役	村 上 大 樹	村上大樹法律事務所	所長	特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

2. 2023年3月期の連結業績 (2022年4月1日～2023年3月31日)

当社ウェブサイトに掲載の決算短信をご参照ください。

[https://www.h1-co.jp/ir/library/brief\\_note.html](https://www.h1-co.jp/ir/library/brief_note.html)

## (ご参考)

### コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、経営理念に立脚し、ESG(環境・社会・ガバナンス)各領域の諸施策を推進することを通じて「世界に貢献する企業になる」ことをサステナビリティの基本方針としています。

この基本方針のもと、株主・お客様・従業員・社会からの期待と信頼にお応えし、当社グループが持続的に成長していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つと認識し、継続的にその取組みを進めております。

### コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、執行役員制度を拡充したうえで業務執行を執行役員に委譲するなど、取締役会による迅速な意思決定と業務執行の監督機能強化を図っております。

#### 1. 取締役会

取締役会は、より広い見地から業務執行の監督を行うため、社外取締役3名を含む6名の取締役で構成され、経営の重要な事項及び法定事項について、審議のうえ決議しております。

当社の独立社外取締役には、弁護士(男性)1名、他社での経営経験を有する者(男性)1名、行政機関での執務経験を有する者(女性)1名を選任しております。当社としては、当社の事業及び業界動向に精通した社内取締役に、多様な経験・見識・価値観を備える社外取締役を加えた構成とすることが、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性等の面でも最善の体制であると考えております。

なお、本定時株主総会において、取締役6名の選任をご提案しております。

#### 2. 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、独立した内部監査部門である監査室の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。

なお、本定時株主総会において、監査役1名の選任をご提案しております。

#### 3. その他任意の会議体

- (1) 代表取締役及び4本部2室3海外地域本部の各長を中心に構成される経営会議が、業務執行に係る重要な事項について事前審議のうえ取締役会に上程、又は権限の範囲内で決議し取締役会に報告する体制とすることで、取締役会の意思決定の効率化、迅速化を図っております。
- (2) 社外取締役と監査役との相互連携を確保するため、独立役員と常勤監査役で構成される独立役員情報交換会を月度で開催しています。独立役員情報交換会では、当社グループの事業状況を常勤監査役又は必要に応じて関係部門長が説明するほか、独立役員相互の意見交換を通じて認識共有を図っております。

(3) 報酬決定プロセスの透明性及び客觀性を確保するため、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において当社の役員の報酬等の額を最終協議のうえ決定しております。また、役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

#### 4. 独立性基準

当社は、独立社外役員(取締役及び監査役)の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外役員に指定するための基準としております。

#### 5. 取締役・監査役候補者の指名の方針

取締役候補者については、豊富な経験と高度な専門性、高い見識及び倫理観を有すること等の観点から総合的に検討し選任又は指名しております。取締役候補者の選任又は指名については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

監査役候補者については、財務・会計・法務に関する知見や当社事業に関する知識等の観点から検討し指名しております。

なお、本定時株主総会にご提案いたしております第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、当社の取締役会及び監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	ジェンダー	独立性	専門性と経験					
				企業経営	法務・リスクマネジメント	財務・会計	製造・技術・研究開発	政府・行政機関	グローバル(海外勤務)経験
金田 敦	代表取締役 社長執行役員	男性		○			○		○
太田 清文	取締役 専務執行役員	男性		○	○	○			○
渡邊 浩行	取締役 常務執行役員	男性		○	○		○		○
丸山 恵一郎	取締役 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">独立</span>	男性	○		○				
戸所 邦弘	取締役 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">独立</span>	男性	○	○					○
山本 佐和子	取締役 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">独立</span>	女性	○		○			○	
山下 和雄	常勤監査役	男性				○			○
河合 宏幸	監査役 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">独立</span>	男性	○			○			
村上 大樹	監査役 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">独立</span>	男性	○		○				

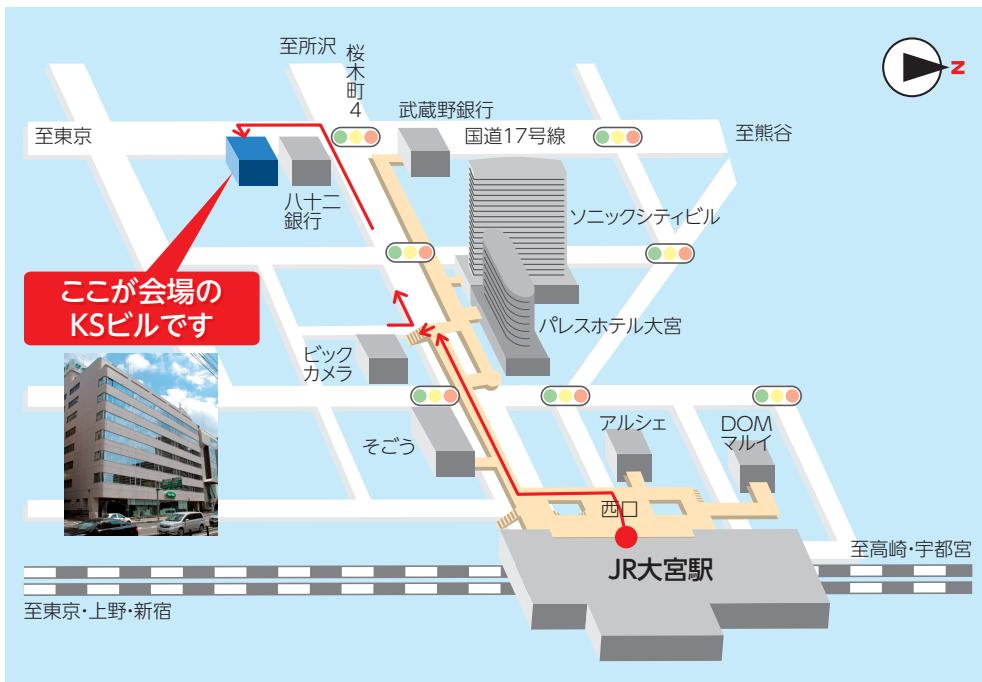
社外 社外取締役又は社外監査役

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

# 株主総会会場ご案内図

## 会 場

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5  
KSビル8階 サイサンホール  
TEL 048-643-0010 (代)



## ご案内

○JR大宮駅西口より徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいます  
ようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び株主総会後の株主懇談会の開催はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

